

北海道胆振東部地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例

個人型年金規約第 87 条の 2、第 87 条の 3 及び第 87 条の 4 の規定に基づき、北海道胆振東部地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例を次のように定める。

平成 30 年 10 月 17 日

国民年金基金連合会

- 一 個人型年金規約第 87 条の 2 第 1 項、第 87 条の 3 第 1 項及び第 87 条の 4 第 1 項の規定により、個人型年金規約第 76 条第 1 項、第 79 条第 1 項及び第 80 条の 2 第 1 項の規定により定められた期日に国民年金基金連合会に納付することが困難であるものとして次に掲げるものを指定する。
- イ 次の表に定める地域（以下「指定地域」という。）に住所を有する個人型年金加入者が個人型年金規約第 76 条第 1 項の規定により平成 30 年 9 月 26 日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金（申出日において、既に納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
- ロ 第 2 号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が指定地域に住所を有する場合、個人型年金規約第 79 条第 1 項の規定により平成 30 年 9 月 26 日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金（申出日において、既に納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
- ハ 指定地域に住所を有する中小事業主（個人型年金規約第 70 条の 2 の規定により中小事業主掛金を拠出している中小事業主に限る。）が個人型年金規約第 80 条の 2 第 1 項の規定により平成 30 年 9 月 26 日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの中小事業主掛金を除く。）
- 二 前号に掲げるものに係る個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項に規定する国民年金基金連合会が定める日は、別途公告で定める。

都道府県名	指定地域
北海道	<small>ゆうふつぐん あつまちよう</small> 勇払郡 厚真町 <small>ゆうふつぐん あびらちよう</small> 勇払郡 安平町 <small>ゆうふつぐん</small> 勇払郡 むかわ町